

2019年6月1日

【2019年6月1日理事会承認】

選手強化委員会

## 2019年度ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣要綱（変更）

### 第1条（目的）

1. 東京2020オリンピック競技大会「以下東京2020という。」でのメダル獲得をするため、ナショナルチーム選手選考基準及び国際大会派遣に関して必要な事項を定める。
2. 東京2020代表選手選考については、別に定める要綱のとおりとする。

### 第2条（定義）

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める。
  - (1) ナショナルチームは日本を代表し、東京2020でメダルを獲得するために編成されたチームをいう。チームは、選手強化委員会の管理、監督下に置く。
  - (2) ナショナルチーム選手「以下NT選手という。」は、日本代表選手としてふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃え、かつ本会から認定を受けた選手をいう。NT選手は、東京2020のために強化される選手として国際大会及び合宿の参加が優先される。
  - (3) ナショナルチームスタッフ「以下NTスタッフという。」は、選手強化委員会委員及びナショナルチームの技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう。

### 第3条（ナショナルチームの編成）

1. ナショナルチームの編成は、ナショナルコーチ、専任コーチングディレクター、NT選手、NTスタッフ、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する。  
ナショナルチームの編成の年度は、4月1日から翌年3月31日までの協会活動年度とする。

### 第4条（対象種目）

1. ナショナルチームの対象とする競技種目は、東京2020の実施種目とする。  
<ライフル>4種目
  - (1) 男子10mエアライフル（AR60）及び50mライフル3×40（FR3×40）
  - (2) 女子10mエアライフル（AR60W）及び50mライフル3×40（R3×40）<ピストル>4種目

- (1) 男子 10m エアピストル (AP 6 0) 及び 25m ラピッドファイアピストル (RFP)
- (2) 女子 10m エアピストル (AP 6 0 W) 及び 25m ピストル (SP)

#### 第5条 (NT 選手選考)

1. NT 選手の選考は、選手強化委員会にて決定し、理事会に報告される。平成30年度末でのNT 選手は2019年度に移行する。

##### <ライフル>

###### 選考対象試合

- ・全てのWC・アジア選手権・~~国際エアガン (H&Nカップ)~~ 削除
- ・第一回NT選考会 (50m、10m) 2019年4月 (大阪府能勢)
- ・第二回NT選考会 (50m、10m) 2019年6月 (新潟県胎内)
- ・アジア選手権大会予選会兼第三回NT選考会 (10m) 2019年9月  
(NTC 拡充棟)
- ・第四回NT選考会 (10m) 2020年3月  
(東京2020射撃場又はNTC 拡充棟)  
(50m) 2020年3月 (東京2020射撃場予定)
- ・全日本選手権 (50m、10m)
- ・全日本選抜 (50m、10m)
- ・東京2020選手選考第1次選考会 (50m) 2019年9月 (三重県津)  
(10m) 2019年11月 (NTC 拡充棟)
- ・東京2020選手選考最終選考会  
(50m) 2019年11月アジア選手権 (ドーハ)  
(10m) 2020年3月 (東京2020射撃場)

##### <ピストル>

###### 選考対象試合

- ・全てのWC・アジア選手権・~~国際エアガン (H&Nカップ)~~ 削除
- ・第一回NT選考会 (10m) 2019年4月 (大阪府能勢)
- ・第二回NT選考会 (10m) 2019年6月 (新潟県胎内)
- ・アジア選手権大会予選会兼第三回NT選考会 (10m) 2019年9月  
(NTC 拡充棟)
- ・第四回NT選考会 (10m) 2020年3月  
(東京2020射撃場又はNTC 拡充棟)
- ・全日本選手権 (25m、10m)
- ・全日本選抜 (10m)
- ・春夏秋冬ピストルNT選考会 (25m)

- ・東京2020選手選考第1次選考会（10m・25m）  
2019年11月（NTC拡充棟）
- ・東京2020選手選考最終選考会（10m・25m）  
2020年3月（東京2020射撃場）

## 2. 選考方法

- (1) NT選手は、指定する競技会でNT基準点を達成した場合又は国際大会のうちワールドカップ大会で入賞6位以上の成績を残した場合において、その試合成績を含めたNTランキングで3位以内に入る場合は即時認定され、NTランキング3位以内に入れない場合は、NT選手に認定されない。
- (2) NT選手が、NTランキング3位以内に入れない場合には、即時認定から外れる。NT基準点を達成した選手が、NTランキング3位に入った場合は、NT選手に認定される。この場合、NT基準点を達成した記録は、(5)で規定する有効期限内の記録でなければならない。
- (3) NT選手は、全ての選手強化事業の対象選手として最優先され、東京2020まで継続する。
- (4) NT選手の総数は、各種目で最大3名とする。
- (5) 選手選考対象試合の国内試合は8か月、海外派遣試合は1年間の記録の内、上位3つの記録平均点順位による順位表「以下NTランキングという。」を作成する。NTランキング上位者3位までの選手をNT選手候補者とする。
- (6) NTランキングの順位について、平均点が同点の場合は、記録点数の最も高い選手を優位とする。
- (7) 別途定める日本代表選手等の行動規範に反する選手は、NT選手、NT候補選手及び海外派遣等の対象から外れる。

## 第6条（派遣国際競技大会）

1. 派遣選手の選考については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、選手強化委員会で決定し、理事会に報告する。

- (1) 対象とする国際競技大会
  - (ア) WC3大会
  - (イ) アジア選手権大会

### 削除 (ウ) 国際エアガン (H&Nカップ)

- (2) 各大会の派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数は選手強化委員会で決定する。
- (3) MQS選手、10mARミックス及び10mAPミックス選手の決定については、現地での監督、コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションや状況を考慮して選手強化委員長又はジュニア育成委員長が決定する。

MQS選手の派遣については、NTランキング上位者の内、当該種目でMQSを持っていない選手を優先する。

- (4) 将来の成長を期待できる若い選手の派遣については、ジュニア育成の観点から選手強化委員長とジュニア育成委員長との合議により派遣させることができる。
- (5) WCに選ばれた**派遣**選手については、出場する種目以外の別の種目にMQSとして出場させることができる。ただし、その種目においてNTランキング10位以内でなければならない。
- (6) 派遣対象試合及び選手選考方法

(ア) WC

NT選手を優先する。NT選手候補者を選定する場合はNTランキング上位者を優先する。

- ・WC北京大会（中国・北京 4月）

2019年2月11日時点のNTランキングを基準とする。

- ・WCミュンヘン大会（ドイツ・ミュンヘン 5月）

2019年3月18日時点のNTランキングを基準とする。

- ・WCリオ大会（ブラジル・リオ 8月）

**2019年6月10日時点のNT選手及びNTランキングを基準とする。**

(イ) アジア選手権大会（カタール・ドーハ 11月）

派遣選考会を実施する。

10m種目については、アジア選手権大会予選会兼第三回NT選考会での本選第1位、**当該選考会終了時点でのNT選手**及びNTランキング上位者で決定する。

25m種目については、2019年9月15日時点の**NT選手及び**NTランキングを基準とする。

50m種目については、東京2020選手選考要綱に準ずる。

オリンピック種目以外の種目の出場選手の選定方法については、別途考慮する。ただし、種目によっては派遣しないことがある。

オリンピック種目以外の種目に出場する選手の派遣に要する経費は、選手の自己負担とする。ただし、オリンピック種目に出場する選手が、当該種目の選手を兼ねる場合はこの限りでない。

**削除 (ウ) 国際エアガン (H&Nカップ 1月)**

**東京2020選手選考要綱における10m種目の最終選考会出場者を優先する。それ以外に参加する選手がいる場合は、NTランキング上位者を優先する。**

第7条 (NT基準点)

1. NT基準点は、下記のとおり定める。

<ライフルNT基準点>

50m3×40M (FR3×40) 1, 176 点

10m AR60M (AR60) 627.8 点

50m3×40W (R3×40) 1, 170 点

10m AR60W (AR60W) 627.0 点

<ピストルNT基準点>

25mRFP (RFP) 583 点

10mAP60M (AP60) 581 点

25mPW (SP) 582 点

10mAP60W (AP60W) 577 点

※ 海外派遣記録は、MQS での派遣も記録として評価する。

第8条 (QP獲得者の優遇措置)

1. WCにおいてQPを獲得した者には、東京2020の出場者を決定する日本代表選手選考会での優遇措置を講じる。しかし、QP獲得者をただちに出場決定とするものではない。QP獲得者の優遇措置については、別の取り扱い規程による。

第9条 (NT選手及び日本代表選手の行動規範)

1. ナショナルチーム構成員は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。
2. NT選手が以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。
  - (1) 正当な事由がなく無断でナショナルチーム合宿を欠席したもの。
  - (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの。
  - (3) ナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正の求めに応じないもの。
  - (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの。
  - (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの。

第10条 (NTランキング)

1. NTランキングは、協会ホームページに公表する。

第11条 (要綱の改正等)

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する。

付則

1. 本要綱は、2019年4月から適用するとともに、平成30年度ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣要綱は2019年3月31日で廃止する。ただし、WC北京及びWCミュンヘン大会への派遣選考方法については、本要綱を適用する。
2. NT基準点の設定については、要綱運用の状況により選手強化委員会の判断により変更することができる。